令和元年度

監 査 報 告 書

行 政 監 査 結 果 報 告

横浜市監査委員

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に 関する報告を次のとおり提出します。

令和元年9月18日

横浜市監査委員	滕	野	次	雄
同	本	間		豊
同	高	口口		彰
同	松	本		研
同	仁	田	昌	寿

目 次

監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監査のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監査実施期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
監査を振り返って・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監査の結果等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4次横浜市男女共同参画行動計画(政策局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
横浜市スポーツ推進計画(市民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
横浜市子ども・子育て支援事業計画(こども青少年局) ・・・・・・・12
第2期健康横浜21 (健康福祉局) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3期横浜市障害者プラン(健康福祉局)・・・・・・・・・・・・・・・・20
横浜みどりアップ計画(環境創造局)・・・・・・・・・・・・・23
横浜都市農業推進プラン(環境創造局)・・・・・・・・・・・・・・・2
ヨコハマ3R夢プラン(横浜市一般廃棄物処理基本計画)
(資源循環局)3
第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画(資源循環局) · · · · · · · · 3
横浜市耐震改修促進計画(建築局) · · · · · · · · · · · · · · · · 3
横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画(建築局) · · · · · · · · 3
体系的な道路ネットワーク形成を図る道路整備計画(道路局) · · · 3
バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画(道路局) · · · · 4
横浜港国際旅客船拠点形成計画(港湾局) · · · · · · · · · · · · 4
横浜港港湾計画(港湾局) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
横浜市民読書活動推進計画(教育委員会事務局)56
3

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

局本部の計画等の進捗状況及び達成状況

(公営企業会計決算審査で中期的な経営計画を確認する水道局、交通局及び医療局病院経営本部については対象外とした。また、小規模な行政委員会の事務局等についても対象外とした。)

【テーマ選定理由】

- ・本市の施策・事業を推進するため、「横浜市中期4か年計画 2018~2021」をはじめ、本市には様々な計画がある。
- ・今年度は、中期計画以外の各局本部で策定している計画等について、その進捗 状況及び達成状況を確認する。
- ・予算の執行状況及び事業の進捗状況を効率的・効果的に監査するため、上半期 に行う決算審査と連携して、行政監査を実施する。

2 監査の対象

今回の監査の対象とした計画は、図表1-1のとおりである。

図表1-1 監査対象計画一覧

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
局名	計画名称		
政策局	第 4 次横浜市男女共同参画行動計画		
市民局	横浜市スポーツ推進計画		
こども青少年局	横浜市子ども・子育て支援事業計画		
健康福祉局	第2期健康横浜21		
() () () () () () () () () () () () () (第3期横浜市障害者プラン		
理控制进目	横浜みどりアップ計画		
環境創造局	横浜都市農業推進プラン		
資源循環局	ヨコハマ 3 R 夢プラン (横浜市一般廃棄物処理基本計画)		
貝伽加垛川	第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画		
建築局	横浜市耐震改修促進計画		
建 架间	横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画		
道路局	体系的な道路ネットワーク形成を図る道路整備計画		
坦 路/明	バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画		
港湾局	横浜港国際旅客船拠点形成計画		
(色) (日) (日)	横浜港港湾計画		
教育委員会事務局	横浜市民読書活動推進計画		

監査対象を選定しなかった局本部:温暖化対策統括本部、総務局、財政局、国際局、 文化観光局、経済局、医療局、都市整備局及び消防局

【監査対象計画選定の考え方】

- (1) まず、次に該当する計画を、局本部ごとに抽出した。
 - ・具体的な取組が定められているもの
 - ・計画開始年度が平成29年度以前で、計画期間に平成30年度を含むもの
- (2) (1) で抽出した計画のうち、次に該当しない計画の中から局本部ごとに $1 \sim 2$ つ選定した。
 - ・指標の設定がないもの
 - ・進捗状況・達成状況が確認できないもの
 - ・職員に関する内部向けのもの
 - ・計画所管局本部以外の取組の割合が大きいもの

3 主な着眼点

- ・指標を事前に設定しているか。
- ・指標は、計画目的の達成状況を客観的に確認できるものか。
- ・最終目標以外に計画期間中における目標値を設定しているか。
- ・進捗状況・達成状況について評価・検証を行っているか。
- ・進捗は遅れていないか、目標を達成しているか。

4 監査の方法

監査に当たっては、関係書類等を確認するとともに、関係職員へのヒアリングを行った。また、監査委員による訪問調査及び招集調査において、監査委員自らが計画の進捗状況、目標達成に向けた取組状況などについて監査を行った。

図表1-2 監査委員による訪問調査及び招集調査

実施日	対象局	対象計画	担当監査委員	該当ページ
訪問調査 令和元年 7月9日	健康福祉局	・第2期健康横浜21	本間委員 仁田委員	16ページ
	港湾局	· 横浜港国際旅客船拠点形成計画	藤野委員 高品委員 松本委員	44ページ
扣供部★	政策局	·第4次横浜市男女共同参画行動 計画	藤野委員 本間委員	4ページ
招集調査 令和元年 8月5日	道路局	・体系的な道路ネットワーク形成 を図る道路整備計画 ・バリアフリー基本構想に基づく 道路特定事業計画	高品委員 松本委員 仁田委員	39ページ 41ページ

5 監査実施期間

平成31年4月24日から令和元年9月5日まで

6 監査を振り返って

今回、「局本部の計画等の進捗状況及び達成状況」を監査テーマとして、監査対象とする計画を選定するに当たり各局本部の計画を確認したが、計画の中には指標を設定していないものも見受けられた。

計画には、実現しようとする目的と、この目的に到達するための取組を記載するものである。そして、計画を適切に進行管理するためには、目的の達成状況を 測るための指標と目標値を設定することが重要である。

計画を策定するに当たっては、EBPM*の趣旨を踏まえ、計画の目的を明確 化して、できるだけ目的の達成に効果のある取組を重点的に実施していくように することが大切である。

今回の監査対象とした計画の中で、指標について無理な目標値を設定している 計画も見受けられた。

しかし、無理な目標値の設定は、本来の目的の達成ではなく、ただ単に数字合わせのための取組となってしまう可能性や、当初から達成が困難という認識を持って取組を進めてしまう可能性があるため、このような設定は好ましくない。

指標の設定に当たっては、アウトプット指標では、取組を実施すること自体を 目的としてしまうことが懸念されるため、最初に、成果を客観的に表すアウトカ ム指標の設定について考えることが重要である。

また、計画期間終了後に達成状況の評価ができるように指標の最終目標値を設定することとなるが、目標値は、計画最終年度だけでなく、中間目標値として計画の途中段階についても設定することが望ましい。

そして、計画期間中においても、PDCAサイクルにより、中間目標値の達成 状況を把握するとともに、各取組の効果を検証することにより、課題や改善点な どを整理し、それを最終目標達成に向けた取組に反映することが大切である。

^{*} EBPM (Evidence Based Policy Making)

政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で 政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとすること。

第2 監査の結果等

1 第 4 次横浜市男女共同参画行動 計画(計画期間:平成28~令和 2 年度、所管局:政策局)

(1) 計画の概要

本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の「市町村推進計画」に該当する。

図表2-1-1のとおり、「あるべき 姿」の実現に向けて、本市の現状 や特徴等を踏まえた「4つの取組 分野」及び「4つの重点施策」を 定め、計画に沿って事業を進めて いる。

(2) 計画の進捗状況

計画には、成果指標が 10項目設定されており、全項目が定量的な指標となっている。当初現況値がなかったため進捗状況を評価していない項目を除く、9項目の平成30年度末時点での進捗状況は、図表2-1-2のとおりである。

図表2-1-1 計画体系

あるべき姿

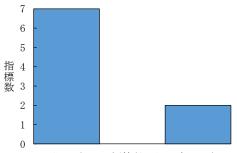
誰もが安心と成長を実感できる 日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市

4つの取組分野				
I あらゆる分野における 女性の活躍	II 安全・安心な暮らし の実現	III 男女共同参画社会の 実現に向けた理解の 促進・社会づくり	IV 推進体制の 整備・強化	

4つの重点施策				
I 働きたい・働き続けた い女性への就業等支援	II 困難な立場にある 男女への支援	III 男性中心型労働慣行の 見直し等による男性・ シニアの育児・家事・ 介護等参画	IV 社会基盤全体及び 庁内の体制強化	

出典:第4次横浜市男女共同参画行動計画を基に監査事務局で作成

図表2-1-2 進捗状況



下回った 目標値どおり 上回った

注 · 最終年度(令和2年度)

この計画について、政策局では、次のように目標値に対する達成度を評価している。

達成度	評価
120%以上	目標値を上回った
90%以上 120%未満	おおむね目標値どおり
90%未満	目標値を下回った

・計画3年目(平成30年度)

次のように経過年数に応じた達成度で評価 している。

120%÷5年×3年(経過年数)=72% 90%÷5年×3年(経過年数)=54%

達成度	評価
72%以上	目標値を上回った
54%以上 72%未満	おおむね目標値どおり
54%未満	目標値を下回った

計画における成果指標及びその 実績*1は図表2-1-3のとおりであ る。

「市内企業の管理職(課長相当職以上)に占める女性割合」は、 平成29年度時点で 15.1%となっており、令和2年度末時点の目標値である 30%には現時点では達していない。平成29年度の「男女 共同参画に関する事業所調査」では、女性の管理職が少ない理由として、「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」、「女性本人が希望しない」という回答が多くあった。

30代前半の「女性有業率」は、 平成24年度からの5年間で 14ポイント増加し、平成29年度時点で 73%となっている。

一方、30代後半の「女性有業率」は、平成29年度時点で 63%となっており、令和2年度末時点の目標値である 73%には現時点では達していない。

「ひとり親家庭の就労者数^{*2}」については、ひとり親に対する就労支援や学び直しの機会の提供等を行っている。このような取組を行ったことにより、ひとり親サポートよこはま^{*3}及びジョブスポット^{*4}を利用した「ひとり親家庭の就労者数」は、平成30年度末時点で既に最終目標の 1,900人(6か年)を達成している。

※Ⅰ 成果指標及びその実績

図表2-1-3の指標1(市内企業)、7及び9の数値は「男女共同参画に関する事業所調査」、3は「就業構造基本調査(総務省統計局)」、6、8及び10は「男女共同参画に関する市民意識調査」、1(市役所)、2、4及び5はそれぞれの事業などでの調査結果に基づき記載している。

※2 ひとり親家庭の就労者数

ひとり親家庭等自立支援事業利用者数のうち、就労した人の数

※3 ひとり親サポートよこはま

横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの愛称。就職・転職活動、子育て等総合的なサポートを行っている。

※4 ジョブスポット

ハローワークと連携し、生活保護受給者・生活困窮者・ひとり親家庭の方を対象 に、福祉サービスと職業紹介を一体的に提供する就労支援の窓口 また、DVについては、「夫婦間における①交友関係や電話を細かく監視する、②必要な生活費を渡さない及び③避妊に協力しな場合でも暴力にあたる』と認識する人の割合」の目標値(令和2年度末時点)をそれぞれ100%としている。しかし、DVの正しい理解の促進に向けた啓発活動等を行っているものの、平成30年度末時点でそれぞれ①32.8%、②48.3%、③51.6%となっている。

男性・シニアの家庭生活や地域 活動への参画については、男性の 家事・育児参加促進を図る父親向 け講座を行っている。また、企業 向けワーク・ライフ・バランスの 普及及び啓発活動等を行っている。

しかし、「男性の育児休業取得率」は、平成29年度時点で 7.2%となっており、令和2年度末時点の目標値である 13%には現時点では達していない。

また、「男性と女性の家事・育児・ 介護時間の割合」は、平成30年度 末時点で約1対5となっており、 令和2年度末時点の目標値である 1対 1.5には現時点では達してい ない。

図表2-1-3 成果指標及び実績

	成果指標	当初現況値	実績	最終目標値 (R2年度末)
1	市内企業及び市役所の管理職(課長相当職以上)に占める女性割合	市内企業 13.5% (H25) 市役所 13.0% (H26)	15.1% (H29) 17.6% (H31.4.1)	30%
2	横浜市附属機関の女性参画比率	40. 4% (H27)	40.7% (H31.4.1)	50%
3	25~44歳の女性有業率	① 25-29 73% ② 30-34 59% ③ 35-39 63% ④ 40-44 65% (H24)	① 80% ② 73% ③ 63% ④ 71% (H29)	①~④ 73%
4	女性起業家支援による創業件数	109件 (H22~25)	137件 (H28~30)	170件 (H28~R 2)
5	ひとり親家庭の就労者数(ひとり親家庭 等自立支援事業利用者のうち就労した人 の数)	303人 (H26)	1,953人 (H26~30)	1,900人 (H26~R 1)
6	夫婦間における次のような行為を暴力と 認識する人の割合①【精神的暴力】交友 関係や電話を細かく監視する②【経済的 暴力】必要な生活費を渡さない③【性的 暴力】避妊に協力しない	① 32.2% ② 53.7% ③ 52.6% (H26)	① 32.8% ② 48.3% ③ 51.6% (H30)	①~③ 100%
7	男性の育児休業取得率	4. 2% (H25)	7.2% (H29)	13%
8	男性と女性の家事・育児・介護時間の割 合(共働き世帯 平日)	約 1 対 3 (H26)	約 1 対 5 (H30)	1 対 1.5
9	年次有給休暇取得率	新規指標のため 現状値なし	50.8% (H29)	70%
10	さまざまな地域活動に参加したことがな い人の割合(直近3年間)	36. 9% (H26)	50.8% (H30)	20%

(3) 意見

政策局は、一部の目標について、あれるべき姿を目標値と改革を目標値をである。 達成するでははがずるにはができるにはができる。 を社会とといる。 3年目のからのはないでは、3年目のでは、3年目のでは、3年間のおいでは、3年間のおいのは、3年間のおいのはない。 ちも 理解 を 目 との また は検討されたい。

横浜市スポーツ推進計画(計画期 2 間: 平成24~令和3年度、所管局: 市民局)

(1) 計画の概要

この計画は、スポーツ基本法に 基づき、年齢、性別、障害等を問 (2)計画の進捗状況 わず、それぞれの体力、技術、興 味、目的に応じて、気軽にスポー ツに親しみ、楽しむことができる 生涯スポーツ社会の実現を目的に 策定されたものである。

計画では、スポーツを「する人」 だけでなく、スポーツを「みる人」、 「ささえる人」にも着目し、市民 が生涯にわたってスポーツに親し む環境を整えていくとしている。 そのための目標は次のとおりであ る。

- ・子どもの体力向上方策の推進
- ・地域スポーツの振興
- ・高齢者・障害者スポーツの推進
- ・トップスポーツとの連携・協働 の推進

計画には、指標が7項目設定さ れており、全項目が定量的な指標 となっている。平成30年3月の中 間見直しで新たに追加された指標 を除く、6項目の平成30年度末時 点の進捗状況は、目標値を上回っ ているものが1項目、現時点で目 標に達していないものが5項目で ある。

計画における指標及びその実績* は、図表2-2-1のとおりである。

	指標		当初現況値 (H23年度)	実績 (H30年度)	最終目標値 (R3年度末)
	子どもの体力水準				本市の昭和60年 頃の体力水準
1	握力(10~ 14歳)、反復横跳び(10~ 11歳)、持久 走(12~ 14歳)、50メートル走(6~ 14歳)、立ち	(例)ボール投げ			
	π (12~ 14歳)、50メートル定(6~ 14歳)、立ら 幅跳び(6~9歳)及びボール投げ(6~ 14歳)	10歳男子	23. 82 m	21. 50 m	28.82m
		10歳女子	12. 83 m	12. 35 m	16. 42 m
2	成人の週1回以上のスポーツ実施率		54. 5%	56. 3%	65%
3	成人の週3回以上のスポーツ実施率		27. 1%	28.9%	30%
4	スポーツボランティアを行ったことがある市民の	割合	7.8%	7. 2%	10%以上
5	5 65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率		55. 2%	74. 1%	70%
6	6 障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率 ^注			38. 5%	40%
7	7 トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で 観戦した市民の割合		41.6%	31.7%	50%以上

図表2-2-1 指標及び実績

注 平成30年3月の中間見直しで新たに追加された指標

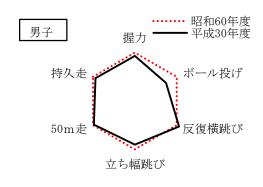
指標及びその実績

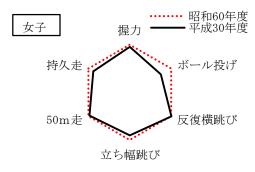
[「]子どもの体力水準」の数値は「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」及び「横 浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査」、それ以外の数値は「横浜市民スポ ーツ意識調査」に基づくものである。

「子どもの体力水準」向上の取 組として、保育園を対象とした運 動訪問指導、小中学校での体力向 上1校1実践運動*等を行ってい る。しかし、握力、反復横跳び、 持久走、50メートル走、立ち幅跳 び及びボール投げの6種目につい て、反復横跳び及び 50メートル走 (14歳男子)を除き、令和3年度 末時点の目標値である昭和60年度 の水準には現時点では達していな い。なお、特に、ボール投げの記 録が低い状況にある(図表2-2-2)。

「成人のスポーツ実施率」向上 の取組として、ウォーキングルー トの整備等身近なスポーツを行う 場所や機会の提供を行っている。 この実施率は、平成27年度以降、 増加してきており、週1回以上は 56.3%、週3回以上は28.9%とな っているものの、それぞれの令和 3年度末時点の目標値である 65%、30%には現時点では達して いない(図表2-2-3)。なお、成人 でスポーツを実施していない人の 割合は横ばいである(図表2-2-4)。

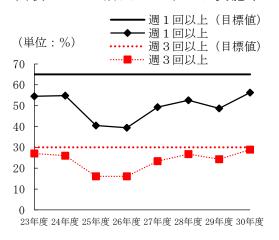
図表2-2-2 子どもの体力水準



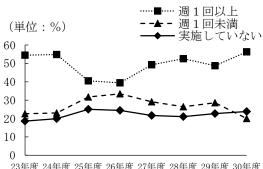


注 原則 10歳で比較しているが、立ち幅 跳びは9歳、持久走は 12歳で比較して いる。

図表2-2-3 成人のスポーツ実施率



成人でスポーツを実施し 図表2-2-4 ていない人の割合

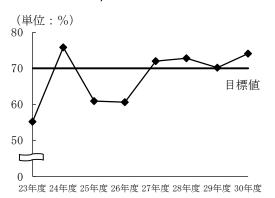


²³年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度

体力向上1校1実践運動 小中学校ごとの特色を踏まえ、設定した体力向上に向けた取組

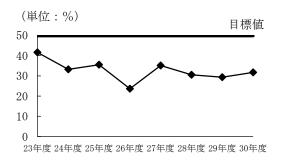
「65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」向上の取組として、シニアスポーツ大会等スポーツを行う場所や機会の提供等を行っている。このような取組を行ったことにより、この実施率は、74.1%となっており、令和3年度末時点の目標値である 70%をすでに超えている(図表2-2-5)。

図表2-2-5 65歳以上のスポーツ実施 率



「トップアスリートが参加する スポーツ大会やプロスポーツを間 近で観戦した市民の割合」「向上の 取組とした。地元プロスポーツ教室 と連携し、スリートと が下スリートとが 合う機会の提供や大規模スポート が合う機会の提供や大規模スポート がる。観戦した市民の割合ない 31.7%となっており、令和3年度 末時点の は達していない(図表2-2-6)。

図表2-2-6 トップアスリートが参加 するスポーツ大会やプロ スポーツを間近で観戦し た市民の割合



(3) 意見

「子どもの体力水準」については、スポーツをしない子どもの体力ない子どもそれいである。子どられる。子どらりの特殊の体力への影響も考えとりない。とから、子ども一人に興味して、スポにでいる。また、等の取組を推進し、等の取組を推進し、等のながあられる。人材の育成が求められる。

計画では、スポーツを通じて地 域の人々が交流を深めることで、 地域コミュニティの活性化等にも 寄与していくとしている。市民局 は、ヨコハマさわやかスポーツ* など身近な場所でスポーツを行う ことができる機会を提供し、地域 の方々の参加を促す取組を行って いる。しかし、調査結果では、「住 んでいる地域の人々と運動・スポ ーツを行った人の割合」は 5.6% であった。地域で行うスポーツイ ベントに参加しやすくするなどス ポーツを通じて地域の方々がこれ まで以上に交流できるような取組 を行うとともに、スポーツを行う

ことができる場の拡充が求められる。

[※] ョコハマさわやかスポーツ

[「]いつでも・どこでも・だれでも」気軽にできるスポーツ。地域での生涯スポーツの普及振興を目的に各区のさわやかスポーツ普及委員会が中心となって、体験参加型イベントや教室、大会等を開催している。

3 横浜市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27~令和元年 度、所管局:こども青少年局)

(1) 計画の概要

この計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していくために策定されたものである。

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、次の3つの分野の施策を推進している。

- ・子ども・青少年が様々な力を 育み、健やかに育つ環境をつく る
- ・出産・子育てがしやすく、子育 てが楽しいと思える環境をつく る
 - ・自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少

年を育てる環境をつくる

(2) 計画の進捗状況

計画には、指標が 19項目設定されており、全項目が定量的な指標となっている。平成30年度末時点での 19項目の進捗状況は、図表2-3-1のとおりである。

12 10 10 10 5 4 4 2 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%未満 進 排 率

図表2-3-1 進捗状況

注 進捗状況については、計画期間5年の うち4年が経過した時点であることを考 慮し、監査事務局において進捗率80% を基準として区分した。

計画における主な指標及びその 実績は**図表2-3-2**のとおりであ る。

「児童発達支援事業※利用者数

指標	当初現況値 (計画策定時)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (R元年度末)
1 児童発達支援事業利用者数(地域療育センター 含む) (年間延べ利用者数)	145,110人 (25年度)	245, 283人	271,000人
2 放課後等デイサービス利用者数 (年間延べ利用 者数)	92,522人 (25年度)	772,894人	840,000人
3 青少年の地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	39,830人	142, 200人
4 若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	1,907人	2,800人

図表2-3-2 主な指標及び実績

未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

[※] 児童発達支援事業

「放課後等デイサービス**1利用者数」については、障害児への支援に向けた取組を測る指標として設定されている。障害のある子ども、とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児が増加していること(図表2-3-3)、利用ニーズの増大に対応して事業所が増えたこと等により(図表2-

(地域療育センター含む)」及び

終目標の 271,000人に対して、平成30年度末時点で 245,283人、「放課後等デイサービス利用者数」は、最終目標の 840,000人に対して、平成30年度末時点で 772,894人となっている (図表2-3-5)。

3-4)、「児童発達支援事業利用者数

(地域療育センター含む)」は、最

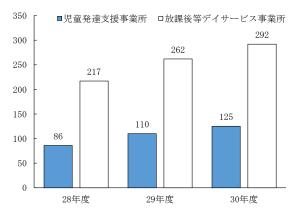
図表2-3-3 愛の手帳(療育手帳)所持 者数(18歳未満)と 18歳 未満人口の推移

(単位:人)



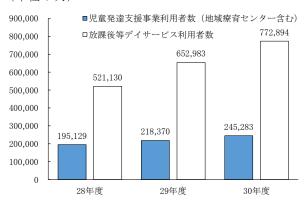
図表 2-3-4 事業所数の推移

(単位:箇所)



図表2-3-5 施設利用者数の推移

(単位:人)



「青少年の地域活動拠点**2の 年間延べ利用人数」については、 学齢期から青年期までの子どもも 青少年の育成施策の推進を測る指 標として設定されている。事業生 主な利用対象である中・高校生世 代向けに、ボランティア、地域行 動等の体験機会の提供などを行って に拠点を 18区に設置することを

学齢期の障害児等に対し、放課後や長期休暇中に、療育プログラム、余暇支援、社会参加の機会を提供する。

中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の提供、 仲間や異世代と交流する機会の提供、地域資源を活用した社会参加・職業体験プログラムなどを実施。

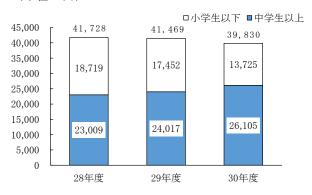
^{※1} 放課後等デイサービス

^{※2} 青少年の地域活動拠点

想定していたが、拠点の果たす役割の整理と機能の充実に向けた検証に日時を要し、6区のみの設置となっていること、事業自体の認知度が低いこと等により、最終目標の 142,200人に対して、平成30年度末時点で 39,830人となっている(図表2-3-6)。

図表2-3-6 青少年の地域活動拠点の 年間延べ利用人数の推移

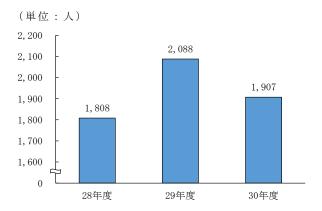
(単位:人)



図表 2-3-7 若者自立支援機関の役割

施設名	役割
青少年相談センター	青少年に関する総合的な相談並びに青少年の 自立及び社会参加の支援をする
地域ユースプラザ	青少年相談センターの支所的機能を有し、地域において不登校・ひきこもり状態などにある青少年を支援する
若者サポートステーション	困難を抱える若者及びその保護者を対象とし た職業的自立に向けた総合相談、臨床心理士 による個別相談、就労セミナー等を実施する
よこはま型若者自立塾	長期にわたってひきこもり状態にある若者に対し、体力づくりを行うとともに、共同生活を通じた生活リズムの立て直しや他人との関わり方を習得するための支援プログラムを提供する

図表2-3-8 若者自立支援機関新規利 用者数の推移



(3) 意見

進捗が遅れている青少年の地域 活動拠点の利用については、平成 30年度のアンケート(「中高校生の 放課後の過ごし方や体験活動に関 するアンケート」調査)によると、 多くの中・高校生が拠点を知らないと回答しており、ボランティア活動プログラムや中・高校生世代向けのイベント開催を拡大するなど機能の充実を図るとともに、事業の周知をより一層強化していくことが求められる。

また、若者の自立支援については、働き方の多様化や景気動向などの社会情勢の変化に対応して、 困難を抱える若者に早期に支援が届けられるよう周知、啓発を進めていくことが求められる。 4 第2期健康横浜21(計画期間: 平成25~令和4年度、所管局:健 康福祉局)

(1) 計画の概要

この計画は、健康増進法に基づ く市町村健康増進計画であり、市 民の最も大きな健康課題の一つで ある生活習慣病に着目し、今後 10年間の健康づくりの指針として 策定されたものである。

計画の基本目標は次のとおりで ある。

・10年間にわたり健康寿命を延ば す。

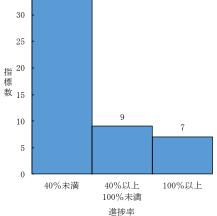
(2) 計画の進捗状況

計画には、指標が世代別(育ち・ 学びの世代(乳幼児期~青年期)、 働き・子育て世代(成人期)、稔り の世代(高齢期)の3世代)に設 定されている。指標は、それぞれ 男女別又は男女共通の項目からな り、全世代合計で 50項目設定さ れ、全項目が定量的な指標となっ ている (図表2-4-1)。

平成28年度末時点(平成29年度 の中間評価時に把握)での 50項目 の進捗状況は、図表2-4-2のとおり である。

35 30 25

図表2-4-2 進捗状況



注 進捗状況については、計画期間 10年の うち4年が経過した時点であることを考 慮し、監査事務局において進捗率 40%を 基準として区分した。

この計画は、基本目標の達成に 向けて、「生活習慣の改善」と「生 活習慣病の重症化予防」を取組テ ーマとして掲げている。生活習慣 の改善は、食生活、歯・口腔、喫 煙・飲酒、運動、休養・こころの 5 分野、生活習慣病の重症化予防 は、がん検診と特定健康診査の 2分野で、計7分野において指標 を設定している。

計画における主な指標及びその 実績は図表2-4-3のとおりである (働き・子育て世代、稔りの世代 に共通する指標を選定)。

図表2-4-1 指標の世代別項目数

	育ち・学びの世代	働き・子育て世代 稔りの世代共通 ^独	働き・子育て世代 (共通項目除く。)	稔りの世代 (共通項目除く。)	計
男女別	6	22	2	4	34
男女共通	3	11	0	2	16
計	9	33	2	6	50

注 指標は共通だが、目標値が世代によって異なる項目を含む。

主な指標のうち、最終目標に達 している項目は、次の2項目であ る。

<運動分野の 65歳以上>

よこはまウォーキングポイント事業、地域住民が行うウォーキング等の取組が運動を始めるきっかけや継続の機会となり、「1日30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合」は53.7%で、最終目標の52%を上回っている。

<がん検診分野の男性>

個別通知による受診勧奨、医療 となっている。 機関からの働きかけ等により、「肺

がん検診の受診率 (40~69歳の過去1年間)」は 54.9%で、最終目標の 50%を上回っている。

一方、当初現況値から悪化した 項目は、次の4項目である。

< 喫煙・飲酒分野のうち男性の飲酒>

飲酒よりも喫煙に関するリスク 啓発について優先的に取り組んで きたことなどから、「生活習慣病の リスクを高める量を飲酒している 者の割合」は当初より増えており、 最終目標の 14%に対して、19.5% となっている。

図表2-4-3 主な指標及び実績 (働き・子育て世代、稔りの世代に共通する指標)

	分野	指標	当初現況値	実績 (H28年度末)	最終目標値 (R4年度末)	
1	食生活	主食・主菜・副菜を組み合わせた食 事が1日2回以上の日がほぼ毎日の 者の割合	男性 40.6% 女性 42.1%	男性 41.3% 女性 44.5%	80%	
2	歯・口腔	過去1年間に歯科健診を受けた者の 割合	男性 42.5% 女性 54.2%		65%	
2	喫煙・飲酒	成人の喫煙率	20.0%	19.7%	12%	
3	失 座 · 跃佰	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 ^建	男性 19.2% 女性 16.6%	男性 19.5% 女性 15.7%	男性 14% 女性 6.4%	
4	運動	1日 30分・週2回以上の運動を1年 間継続している者の割合	20~64歳 24.6% 65歳以上 52.4%		20~64歳 34% 65歳以上 52%	
5	休養・こころ	睡眠による休養を十分とれていない 者の割合	男性 38.2% 女性 33.9%		15%	
6	がん検診	肺がん検診の受診率 (40~69歳の過去1年間)	男性 23.7% 女性 18.2%		50%	
7	特定健診	特定健診受診率(40歳以上の横浜市 国民健康保険加入者)	19.7%	21.9%	40.5%	

注 1日当たり純アルコール摂取量が男性 40g (日本酒 2 合又はビール 1 ℓ) 以上、女性 20g (日本酒 1 合又はビール 500m1) 以上の者の割合

<運動分野の 20~64歳>

就業率が男性・女性ともに計画 策定時より高まっており、運動時間を確保しにくくなったことなど から、「1日 30分・週2回以上の 運動を1年間継続している者の割 合」は当初より減っており、最終 目標の 34%に対して、24.3%となっている。

<休養・こころ分野の男性及び女 性>

ライフスタイルの多様化、長時間労働など睡眠時間の確保が困難な状況も要因となり、「睡眠による休養を十分とれていない者の割合」は男性・女性ともに当初より増えており、最終目標の15%に対して、男性40.2%、女性36.0%となっている。

主な指標のうち、最終目標に達 している2項目以外につい困難 原福祉局では、目標達成が困難必 は達成に向けて更なる取組が必要 と考えている。とりわけ睡・学 の世代においても「睡眠・学問 不満の小学5年生の割合」がずれ の世代にも共通する課題と捉えている (図表2-4-4)。

(3) 意見

生活習慣の改善と生活習慣病の 重症化予防により「健康寿命を延 ばす」という基本目標の達成に向 けては、市民の意識を変えていく ための啓発活動が中心になると考 えられる。必要な世代に必要な情 報が行き渡るよう、ターゲットを 明確化した取組が求められる。

また、計画最終年度に向けて、 中間評価の結果も踏まえて、取組 の強化が求められる。

計画後半(平成30~令和4年度) の重点的な取組を取りまとめた 「よこはま健康アクションStage 2」では、特定健診・がん検診の 受診率向上、健康づくりに企業で 取り組む「健康経営」の推進なで の取組に加えて、ころの健康 でした普及啓発の実施、 はでした状態)の予防など、 が低下した状態)の予防など、 が低下した状態)の予防など、 がいる (図表2-4-5)。

これらの取組を着実に推進し、 市民が参加しやすい仕組みづくり 等を通じて、市民の意識改革や行 動変容につなげていくことが求め られる。

図表2-4-4 育ち・学びの世代の睡眠に関する指標及び実績

分野	指標	当初現況値	実績 (H28年度末)	最終目標値 (R4年度末)
休養・こころ	睡眠が6時間未満の 小学5年生の割合	男子 6.1% 女子 3.6%	男子 6.7% 女子 4.1%	減少傾向へ

図表2-4-5 よこはま健康アクションStage 2 の概要

取組の柱	取組内容	「Stage1」を充実させた取組
	特定健診・がん検診の受診率の向上	国民健康保険特定健診を無料化
11 Not 5157 (17), who 1 1 before	健康経営の推進	働き世代の健康づくりの強化
生活習慣病対策 の強化	糖尿病等の重症化予防	健診結果を生かした健康づくり
12 324 [1]	子どものころからの健康づくりの普及啓発	休養・睡眠 こころの健康づくり
	健康格差を広げない取組	年齢を区切らず、支援の対象者を拡大
	よこはま健康スタイル	ウォーキングポイントスマホアプリの導入
生涯を通じて自	地域活動を通した健康づくり	社会参加の取組を拡充
立した生活を送るための体づくり	ロコモティブシンドローム(運動器の障害のため、移動機能の低下をきたした状態)の予防/フレイル(生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態)・オーラルフレイルの予防	口腔機能の低下予防の普及啓発
受動喫煙の防止	受動喫煙防止の取組	望まない受動喫煙のない環境づくりの推進
データの活用	データ活用の推進	大学等と連携を強化

出典:よこはま健康アクションStage 2 リーフレットを基に監査事務局で作成





菅田地域ケアプラザで地域活動を視察し、計画の進捗状況、取組等について 質疑を行う監査委員 5 第3期横浜市障害者プラン(計画 期間:平成27~令和2年度、所管 局:健康福祉局)

(1) 計画の概要

この計画は、障害者基本法に基 づく障害者計画(障害者のための 施策に関する基本的な計画)及び 障害者総合支援法に基づく障害福 (2)計画の進捗状況 祉計画 (障害福祉サービスの提供 体制の確保等に関する計画)とし て策定されたものである。なお、 平成30年度からは児童福祉法に基 づく障害児福祉計画(障害児通所 支援及び障害児相談支援の提供体 制の確保等に関する計画)として も位置付けられている。

計画の基本目標は次のとおりで ある。

・自己選択・自己決定のもと、住 み慣れた地域で、「安心」して「学 び」「育ち」暮らしていくことが できるまち ヨコハマを目指 す。

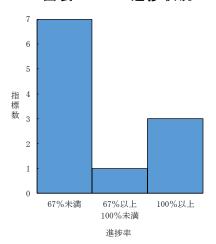
計画には、指標が 127項目設定 されており、そのうち健康福祉局 所管事業では 11項目が定量的な 指標となっている。

定量的な 11項目の指標及びその 実績は図表2-5-1のとおりである。 また、平成30年度末時点での進捗 状況は**図表2-5-2**のとおりである。

図表2-5-1 指標及び実績

	事業	指標	当初現況値 (H26年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (R2年度末)
1	多機能型拠点の整備・運営	多機能型拠点の市内方面別 整備数	開所2箇所 (累計2箇所)	開所1箇所 (累計3箇所)	開所 4 箇所 (累計 6 箇所) (整備完了)
2	精神科救急医療対策事業	市内病院に対する3次救急 移送先病院の割合	85.1%	82.7%	85%
3	公共交通機関のバリアフ リー化	ノンステップバス導入率	65.2%	74.5%	70%
4	ユニバーサルデザインタク シー導入促進事業	平成24年度からの累計助成 台数	71台	183台	490台
5	障害福祉サービス事業所等 職員向けの研修	障害者雇用を行っている企 業での「就業体験」等への 参加人数(累計)	140人	236人	380人
6	就労支援センター	就労支援対象者数(登録者 数)	3,678人	4, 553人	4,400人
7	働きたい!わたしのシンポ ジウム	シンポジウムへの参加者数 (累計)	966人	1,814人	3,000人
8	企業と福祉をつなぐセミ ナー	セミナーへの参加企業数 (累計)	146社	272社	240社
9	障害者雇用事例の紹介	市のウェブページ等での紹 介企業数(累計)	48社	83社	150社
10	よこはま障害者共同受注総 合センターの運営	加盟施設における月額平均 工賃	10,171円 (H27年度末)	10, 296円 (H29年度末)	10%以上上昇
11	移動情報センター運営等事 業の推進	移動情報センターへの相談 件数	1,375件	2,966件	3,600件

図表2-5-2 進捗状況



注 進捗状況については、計画期間 6 年の うち 4 年が経過した時点であることを考 慮し、監査事務局において進捗率 67%を 基準として区分した。

指標のうち、最終目標に達している項目は、次の3項目である。 <公共交通機関のバリアフリー化 事業>

民営バス事業者への補助により、「ノンステップバス導入率」は74.5%で、最終目標の70%を上回っている。

<就労支援センター事業>

障害者雇用に関する社会的関心 や障害当事者の就労ニーズの高ま りなどにより、「就労支援対象者数 (登録者数)」は 4,553人で、最終 目標の 4,400人を上回っている。 <企業と福祉をつなぐセミナー事

企業と備価をつなくセミナー事 業> 平成30年4月から障害者の雇用の促進等に関する法律が改正されたことを受け、中小企業の参加が増えたことなどにより、「セミナーへの参加企業数」は272社で、最終目標の240社を上回っている。

一方、目標の未達成が見込まれる項目又は当初現況値から悪化した項目は、次の2項目である。

<多機能型拠点*1の整備・運営事 業>

本市が保有する土地の利用(資産活用)に伴う調整に時間を要したことなどにより、「多機能型拠点の市内方面別整備数」は、最終目標の開所4箇所(累計6箇所)に対して、開所1箇所(累計3箇所)となっており、目標達成は計画期間終了後(令和3年度以降)の予定である。

<精神科救急医療対策事業>

近年の通報件数の増加に伴い、 市内の基幹病院だけでは対応が困難となり、市外の基幹病院で診察 対応を行うことが多くなったこと により、「市内病院に対する3次救 急移送先病院の割合*2」は当初よ り減っており、最終目標の85%に 対して、82.7%となっている。

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域生活を支援するため、必要なサービスを一体的に提供する機能を持つ拠点

自傷他害のおそれがあるとして警察官の通報等により受入れを行う県内の7基幹病院等に移送された患者(横浜市民)のうち、市内の5基幹病院等に移送された患者の割合

^{※1} 多機能型拠点

^{*2} 市内病院に対する3次救急移送先病院の割合

(3) 意見

定量的な 11項目の指標につい ては、目標の未達成が見込まれる 項目又は当初現況値から悪化した 項目のほか、目標達成に向けて更 なる取組が必要な項目が見受けら れる。

「働きたい!わたしのシンポジウム事業」については、参加者数の増加に向けて広報の充実を図るとともに、引き続き参加者のニーズに合った内容を提供していくことが求められる。

「障害者雇用事例の紹介事業」 については、紹介企業数の増加に 向けて積極的な情報収集を行うと ともに、雇用を検討している企業 等により伝わりやすく、活用され るウェブページへと改修すること が求められる。 一方、この計画の大半を占める 定性的な指標については、主に各 事業の「推進」を目標としている ことから、様々な障害福祉施策に 継続して取り組んでいくことが、 計画の基本目標の達成につながる と言える(図表2-5-3)。

今後も、「住み慣れた地域で、安心して学び育ち暮らしていく」という基本目標の達成に向けて、住まいや暮らし、医療、バリアフリー、就労、移動支援など、多面的な施策の着実な推進が求められる。

図表2-5-3 指標の目標別内訳

定性的		定量的	計	
推進	その他	(上里印)	日日	
101	12	14 14	127	

注 うち3項目は健康福祉局以外の局の所管

横浜みどりアップ計画(計画期(2)計画の達成状況 6 間:平成26~30年度、所管局:環 境創造局)

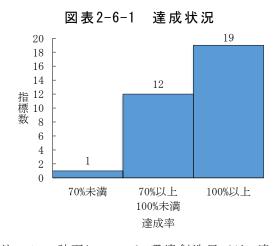
(1) 計画の概要

この計画は、市民生活の身近な 場所にある緑の環境を生かし、ま た、次世代に引き継いでいくため、 「みんなで育むみどり豊かな美し い街 横浜」を計画の理念とし、 5か年の具体的な取組を定めたも のである。

計画の目標は次のとおりであ る。

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量 の維持を目指します。
- ・地域特性に応じた緑の保全・創 造・維持管理の充実により緑の 質を高めます。
- ・市民と緑との関わりを増やし、 緑とともにある豊かな暮らしを 実現します。

計画には、指標 49項目が設定さ れており、そのうち 32項目が 定量的な指標となっている。 平成30年度末時点での 32項目の 達成状況は、図表2-6-1のとおりで ある。



注 この計画について、環境創造局では、達 成率 70%及び 100%を基準として達成状 況を区分している。

計画における主な指標及びその 実績は図表2-6-2のとおりである。

	取組	指標		実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年度末)
1	緑地保全制度による指定の 拡大・市による買取り	緑地保全制度による新規指	定	378. 4ha	500ha
9	森づくりガイドライン等を	保全管理計画の策定	樹林地	15か所	15か所
۷	活用した森の育成	床主目垤計画の泉足	公園	14か所	10か所
3	森の楽しみづくり	イベント実施及び広報活動		560回	180回
		様々なニーズに合わせた農	園の開設	23. 7ha	25. 8ha
4	様々な市民ニーズに合わせ た農園の開設	収表	檴体験農園	8. 3ha	12. 5ha
	た農園の開設		民農園	10.6ha	6. 0ha
		農	園付公園	4. 8ha	7. 3ha
5	民有地における緑化の助成	緑化の助成		26件	65件
6	地域緑のまちづくり	地域緑のまちづくり		47地区	46地区

図表2-6-2 主な指標及び実績

緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りのうち、「緑地保全制度*による新規指定」(図表2-6-3)については、働きかけ対象の樹林地面積が小規模化していることなどにより最終目標の500haに対して、378.4haと目標を達成できなかった。

図表2-6-3 緑地保全制度による指定 樹林地



出典:横浜みどりアップ計画(計画期間: 平成26-30年度)5か年(平成26年 度~平成30年度)の事業・取組の評 価・検証

森の楽しみづくりのうち、「イベント実施及び広報活動」(図表2-6-4)については、市内の大学や商工会議所などと連携したイベント等を実施し、最終目標の 180回に対し、560回と目標を上回った。

図表2-6-4 ウォーキングイベント



出典:横浜みどりアップ計画(計画期間: 平成26-30年度)5か年(平成26年 度~平成30年度)の事業・取組の 評価・検証

「様々なニーズに合わせた農園の開設」(図表2-6-5) については、市民農園が目標値を上回った一方で、収穫体験農園及び農園付公園が、目標値を下回ったことにより、最終目標の 25.8haに対し、23.7haと目標を達成できなかった。

収穫体験農園が目標値を達成できなかった理由としては、農家にとって、農園の開設に掛かる費用が大きいことや、来園者への対応に労力が掛かることなどが考えられる。

まとまりのある樹林地を、特別緑地保全地区や市民の森等に指定し、保全する制度。指定されると、開発行為等が制限される一方で、税の優遇や維持管理の支援等が受けられる。

[※] 緑地保全制度

図表2-6-5 収穫体験農園の支援事例



出典:横浜みどりアップ計画(計画期間: 平成26-30年度)4か年(平成26年 度~平成29年度)の事業・取組の 評価・検証

民有地における「緑化の助成」 (図表2-6-6) については、案内パンフレットの配布や広報紙への掲載などにより制度の周知に努めたが、最終目標の 65件に対し、26件と目標を達成できなかった。

図表2-6-6 緑化助成事例



出典:横浜みどりアップ計画(計画期間: 平成26-30年度)5か年(平成26年度~平成30年度)の事業・取組の 評価・検証

「地域緑のまちづくり**」(図表 2-6-7) については、本計画から、緑化計画を公募し選考する制度とし、応募段階から専門コーディネーターによる緑化計画づくりの支援などを行い、最終目標の 46地区に対し、47地区と目標を上回った。

図表2-6-7 地域緑のまちづくりの活動状況



出典:横浜みどりアップ計画(計画期間: 平成26-30年度)5か年(平成26年 度〜平成30年度)の事業・取組の評 価・検証

(3) 意見

目標値を達成できた取組がある 一方で、達成できなかった取組が あった。

本計画の根幹をなす「緑地保全制度による新規指定」については、引き続き土地所有者と対面して、丁寧な説明を実施するとともに、これまでの指定の状況及び土地所有者への働きかけの状況を踏まえ、まとまりある樹林地の保全に向け、指定地の隣地を繋げるなど、

市民の皆様が主体となり、住宅地や商店街など様々な街で、地域にふさわしい 緑を創出する計画をつくり、市との協働により緑化を進めるもの

^{*} 地域緑のまちづくり

効果的に事業を推進することが望 まれる。

「様々なニーズに合わせた農園の開設」のうち、目標値を達成でて、目標値を達成いて収穫体験農園について、収穫体験に対する市民ニー農の支障とか開設の支障となって何が開設の支障となって何が開設の支障となってが開設の大り良いを担し、より良いを担し、より良いをとなるように、都度、見直しとが望まれる。

民有地における「緑化の助成」については、次期計画である「横浜みどりアップ計画(2019-2023)」において、市民が実感できる緑の創出を目指し、制度見直しが行わ

れているが、毎年実施する評価・ 検証をより一層生かし、目標達成 に向けて取組を推進していくこと が求められる。

「保全管理計画の策定」や森に関わる「イベント実施」について高い、目標値を上回り、森の質を高める維持管理の実施や森に関わる市民の裾野を広げることができた。また、「地域が主体となった、地域にふさわしい緑の創出を推進することができた。これらの副出においては、引き続き次期計画においても推進することが望まれる。

横浜都市農業推進プラン(計画期 (2)計画の達成状況 7 間:平成26~30年度、所管局:環 境創造局)

(1) 計画の概要

この計画は、今後も活力ある都 市農業が展開されることを目標 に、横浜の農業を取り巻く環境の 変化などに対応するため、5か年 の具体的な取組を定めたものであ る。

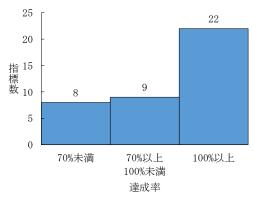
計画の目標は次のとおりであ る。

- ・市内の各農業地域の特性を十分 に生かし、新たな取組や技術も 取り入れた、元気な横浜の農業 が展開されている。
- ・豊かな農景観の形成や生物多様 性の保全に寄与する、まとまり のある優良な農地が形成されて いる。
- ・市民が農に関わる機会が増える とともに地産地消が進んでい る。

計画には、指標 52項目が設定さ れており、そのうち 39項目が定量 的な指標となっている。

平成30年度末時点での 39項目 の達成状況は、図表2-7-1のとおり である。

図表2-7-1 達成状況



注 この計画について、環境創造局では、達 成率 70%及び 100%を基準として達成状 況を区分している。

計画における主な指標及びその 実績は図表2-7-2のとおりである。

農業生産基盤・設備の整備・改 修のうち、「生産基盤整備」(図表 2-7-3) については、かんがい・排 水施設など農業基盤施設の老朽化

図 表 2-7-2	主か指煙及び宝績

	取組	指標	実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年度末)
1	農業生産基盤・設備の整備・改修	生産基盤整備	57地区	90地区
2	横浜型担い手の認定・支援	認定農業者	277件	50件
3	農地の貸し借りに関する調整	利用権設定面積	128. 2ha	125ha
4	先進的な栽培技術の活用	先進栽培技術導入支援	25件	40件
5	水田の保全	水田保全面積	117. 5ha	125ha
6	地産地消を広げる人材の育成	はまふうどコンシェルジュの活動支援	110件	100件

が進んでおり、国庫補助などの財源確保に努めたが、最終目標の90地区に対し、57地区と目標を達成できなかった。

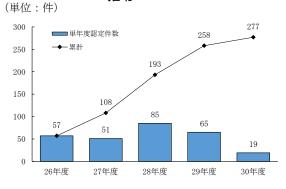
図表2-7-3 基盤整備済の農業専用地 区



出典:横浜都市農業推進プラン2019-2023

横浜型担い手の認定・支援のうち、「認定農業者*1」については、 更新者への早期声かけや、更新に向けた支援を行うことなどにより、最終目標の50件に対し、277件と目標を上回った(図表2-7-4)。

図表2-7-4 認定農業者の認定件数の 推移



「利用権設定面積**2」については、市が仲介する制度であることなど制度内容を丁寧に説明したことにより、農地の貸し借りが安心して進められることが周知され、最終目標の125haに対し、128.2haと目標を達成した(図表2-7-5)。

図表2-7-5 利用権設定面積の推移



先進的な栽培技術の活用のうち、「先進栽培技術導入支援」(図表2-7-6)については、導入する設備機器等が高額なため、自己負担分の資金調達が難しいことや、先進栽培技術の導入効果をイメージしづらいと考えられることなどから、最終目標の40件に対し、25件と目標を達成できなかった。

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが「農業経営改善計画(5年後の経営目標)」を作成し、市が計画の認定を行う制度により、認定を受けた農業者のこと。

※2 利用権設定面積

農業経営基盤強化促進法に基づく市街化調整区域内の農地の賃借制度に基づき、農地の貸し手と借り手の申し出を市が仲介し、利用権を設定した面積

図表2-7-6 環境を制御した育苗設備



出典:横浜都市農業推進プラン2019-2023

水田の保全のうち、「水田保全面積*1」(図表2-7-7) については、公共事業や農家の高齢化等により、一部の水田保全が中止され、最終目標の 125haに対し、117.5haと目標は達成できなかった。しかしながら、市内の水田面積全体の約9割が、水田保全奨励事業により保全されている。

図表2-7-7 保全された水田



出典:横浜都市農業推進プラン2019-2023

地産地消を広げる人材の育成の うち、「はまふうどコンシェルジュ*2 の活動支援」(図表2-7-8) につい ては、マルシェの開催など、市民 と開催者の需要が高い事業をより 多く支援できるようにしたため、最 終目標の 100件に対し、110件と目標 を上回った。

図表2-7-8 マルシェの開催



出典:環境創造局提供

(3) 意見

目標値を達成できた取組がある 一方で、達成できなかった取組が あった。

「生産基盤整備」については、 農業基盤施設の老朽化が進む一方 で、整備が追い付いていないこと から、長期的な視点も含めた進め 方を検討し、農業経営の安定化に 向けて支援していくことが望まれ る。

水田保全奨励事業により、水稲の作付を 10 年間継続することを条件に、水田 所有者に奨励金を交付することを承認した水田面積

*2 はまふうどコンシェルジュ

横浜の食と農をつなぎ地産地消を広めるための活動を行う意志があり、市が主催する講座を修了した者

^{※1} 水田保全面積

「先進栽培技術導入支援」については、農家が導入に向けて検討を進められるように、より積極的に制度内容の周知や導入事例の紹介などを行っていくことが望まれる。

「水田保全面積」については、 市内水田の約9割が水田保全奨励 事業により保全されている状況で あるものの、今後も水田面積の減 少が見込まれるため、より積極的 に土地所有者へ新規申込みや更新 の働きかけを行っていくことが望まれる。

「認定農業者」や「利用権設定面積」、「はまふうどコンシェルジュの活動支援」については、目標値を上回り、担い手への支援や遊休農地の発生抑制、地産地消を広げる人材の育成が進んだ。これらの取組については、引き続き次期計画においても推進することが望まれる。

8 ヨコハマ3R夢プラン(横浜市一般廃棄物処理基本計画)(計画期間:平成22~令和7年度、所管局: 資源循環局)

(1) 計画の概要

この計画は、市民・事業者・行 政の協働により、ごみの3Rを推 進するとともに、なお残るごみを 適正に処理することで、限りある 資源・エネルギーの有効活用と確 保に努め、環境負荷の低減と健全 な財政運営が両立した持続可能な まちを目指すためのものである。

ヨコハマ3R夢プラン(横浜市一般廃棄物処理基本計画)(以下「基本計画」という。)の目標を達成するために、4年間に具体的に取り組むことを示した計画がヨコハマ3R夢プラン推進計画(2018~2021)(以下「推進計画」という。)である。推進計画では、「横浜らしい循環型社会」の実現に向け、他

分野と連携した取組を進めるとともに、SDGs (持続可能な開発目標)のアプローチを取り入れ、福祉や市民ニーズを踏まえた取組や経済活性化につながる取組などを進めることとしている。

基本計画及び推進計画の基本目標は、それぞれ次のとおりである。

- ・ごみと資源の総量の削減 [基本計画]令和7年度までに、 平成21年度比で10%以上削減 [推進計画]令和3年度までに、 平成21年度比で8%以上削減
- ・ごみ処理に伴い排出される温室 効果ガスの削減

[基本計画]令和7年度までに、 平成21年度比で 50%以上削減 [推進計画]令和3年度までに、 平成21年度比で 25%以上削減 また、推進計画には、基本目標 の達成に向け、特に重点的に取り 組むものとして、戦略目標を設定 している。

図表 2-8-1	指標及び実績	(基本日標)
<u> </u>		

	日煙・潤煙		実績 (H30年度)	推進計画目標値 (R3年度)	基本計画目標値 (R7年度)
1	ごみと資源の総量の削減	127.5万トン	▲6.3% (119.5万トン)	▲8%以上 (117.3万トン以下)	▲10%以上 (114.7万トン以下)
	ごみ処理に伴い排出される温 室効果ガスの削減	28.2万トン-C02	3.2%	▲25%以上	▲50%以上

図表2-8-2 指標及び実績(戦略目標)

	目標・指標	当初現況値	実績 (H30年度)	推進計画目標値 (R3年度)
1	家庭から出される食品ロス発 生量の削減	11.1万トン (H27年度)	▲ 5. 4%	▲20%以上
2	ごみ焼却工場での創エネ・省 エネによる電力の効率化に伴 う送電電力量の増加	2. 2億kWh (H29年度)	6.2%	5%以上

戦略目標は、次のとおりである。

・家庭から出される食品ロス発生量

令和3年度までに、平成27年度 比で 20%以上削減

・ごみ焼却工場での送電電力量 創エネ・省エネによる電力の効 率化により、令和3年度までに、 平成29年度比で5%以上増加

(2) 計画の進捗状況

計画における指標及びその実績 は、図表2-8-1、図表2-8-2のとお りである。

<基本目標>

「ごみと資源の総量の削減」は、 平成30年度末時点で、平成21年度 比で 6.3%の減となっている。

「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減」については、 平成30年度末時点で、平成21年度 比で 3.2%増加している。

<戦略目標>

「家庭から出される食品ロス発生量の削減」は、平成30年度末時点で、平成27年度比で 5.4%の減となっている。

「ごみ焼却工場での創エネ・省 エネによる電力の効率化による送 電電力量の増加」については、平 成30年度末時点で、平成29年度比 で 6.2%増加している。

(3) 意見

「ごみと資源の総量の削減」に

引き続き、目標の達成に向けて、 市民、事業者、行政が連携しなが ら3Rの取組を推進していくこと が求められる。 9 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画(計画期間:平成28~令和 2年度、所管局:資源循環局)

(1) 計画の概要

この計画は、市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化、資源化、適正処理等を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示したものである。

基本理念として、本市における 産業廃棄物の発生抑制、再使用、 再生利用及び適正処理を推進する とともに、大規模災害が発生した 後の速やかな復興を実現するため に災害廃棄物対策にも取り組み、 横浜市基本構想に掲げた「持続可 能な循環型社会の構築」を目指す ことを掲げている。

計画の目標は次のとおりである。

更なる3Rの推進

産業廃棄物の最終処分量を削減 するため、多量排出事業者等が行 う発生抑制、再使用、再生利用の 取組を支援する。 目標達成の目安として、最終処 分率*を令和2年度において4% 以下とする。

・ 適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していく ため、有害物質が環境に悪影響を 及ぼさないように、産業廃棄物の 適正処理指導を徹底し、建設系廃 棄物を過剰に保管する事業者に対 して保管基準の遵守を指導する。

・大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正 に処理し、速やかな復興を実現す るために、災害廃棄物の処理手順 の検討などに取り組み、適正かつ 迅速に災害廃棄物の処理ができる 体制を整備する。

(2) 計画の進捗状況

計画には、3つの目標のうち 1つに定量的な指標が設定されて いる。

計画における指標及びその実績は図表2-9-1のとおりである。

「更なる3Rの推進」について は、産業廃棄物の最終処分率につ

図表2-9-1 指標及び実績

目標	指標	当初現況値 (H24年度当初)	実績 (H29年度)	最終目標値 (R2年度)
更なる3Rの推進	最終処分率	8.1%	2.1%	4%以下

器終処分率

発生した産業廃棄物に対し、再生利用や減量化した後に最終的に処分(埋立や 海洋投入)した重量の割合

平成 29 年度の内訳は、再生利用 36.1%、減量化 61.9%、最終処分 2.1%

いて、平成29年度時点で 2.1%と なっており、目標の4%以下を達 成している。

「適正処理の徹底」については、 有害廃棄物・建設系廃棄物の排出 事業者や保管事業者に対して立入 調査などを行いながら、適正処理 の指導などを進めている。

また、PCB廃棄物については、 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正 な処理の推進に関する特別措置法 に基づき、高濃度廃棄物の処分 に基づき、高濃度廃棄物の処分し でおる令和4年度末まどに対 が完了するよう事業者などに対 でおっている高濃度PCB廃棄 物については、本廃棄 でについては、今和3年度末 に処分が完了するよう計画的に 分を進めている(図表2-9-2)。

図表2-9-2 高濃度 P C B 廃棄物 (コンデンサー)の例



出典:資源循環局提供

「大規模災害への備え」については、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行えるよう「横浜市災害廃棄物処理計画」を平成30年度に策定し、災害時における災害廃棄

物の仮置場の候補地の検討などを 行っている。

(3) 意見

「更なる3Rの推進」の指標である産業廃棄物の最終処分率についるが、平成29年度に目標は達建しているが、産業廃棄物の発生量は経済活動により大きく変動するとから、産業にも着目しながら、産業廃棄物の再生利用や減量化などを推進する取組を、引き続き進めている。

また、「適正処理の徹底」については、産業廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、引き続き、事業者に適切な指導・周知を行っていくとともに、必要に応じて立入調査などを迅速に行っていくことも重要である。

そして、「大規模災害への備え」 については、災害時において迅速 に対応できるように、「横浜市防災 計画」に基づき、「横浜市災害廃棄 物処理計画」や資源循環局の防災 マニュアルなどを活用した訓練等 を定期的に行いながら庁内の体制 を確認し、関係部署との連携を強 化していくことも重要である。

今後、「持続可能な循環型社会の 構築」に向けて、事業者、行政が 協力して計画を推進していくこと が望まれる。 10 横浜市耐震改修促進計画(計画 期間:平成28~令和2年度、所管 局:建築局)

(1) 計画の概要

この計画は、安全・安心な都市づくりを促進するため、旧耐震基準*1で建築された建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的に策定されたものである(図表2-10-1)。

本計画では、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」、「神奈川県耐震改修促進計画」などに基づき、民間の住宅及び多数の者が利用する特定建築物*2の耐震化率の目標を定めている。

また、この計画では、耐震化を 促進するため、「耐震対策の推進」、 「減災対策の推進」、「普及・啓発 等の強化」に取り組み、建築物の 所有者の地震対策を支援すること としている。

図表2-10-1 阪神・淡路大震災で 崩壊したマンション



出典:神戸 災害と戦災 資料館 提供

計画の目標は、それぞれ次のとおりである。

- ・住宅の耐震化 耐震化率を令和2年度末までに 95%とする。
- 多数の者が利用する特定建築物の耐震化

耐震化率を令和2年度末までに 95%とする。

指標		指標 当初現況値 (H27年度末)		最終目標値 (R2年度末)
1	住宅の耐震化率	約 89%	約 90%	95%
2	多数の者が利用する特定建築物の 耐震化率	約 89%	約 90%	95%

^{※1} 旧耐震基準

昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した建築物に適用された耐震基準

※2 特定建築物

横浜市耐震改修促進計画に基づく特定建築物。旧耐震基準で建築され、現行の 構造関係規定に適合しないもののうち、学校、病院、百貨店など多数の者が利用 する一定規模以上の建築物又は緊急交通路等の沿道建築物で、高さが一定以上の もの

(2) 計画の進捗状況

計画における指標及びその実績 は**図表2-10-2**のとおりである。

本計画の策定時における平成 27年度末の耐震化率は、いずれも 約89%となっている。

住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率については、 最終目標である 95%に対して、平成30年度末時点で、それぞれ約90%と推計している。

耐震化率について、それぞれ最終目標としている 95%に達するためには、令和2年度までに、住宅については当初の約 10万戸に対して残り約8万戸、多数の者が利用する特定建築物については当初の約 270棟に対して残り約240棟の耐震化が必要と推計している。

(3) 意見

いずれの指標も、目標を達成するためには厳しい状況であるが、 建築局によると、耐震化が順調に 進まない要因について、資金面の 問題以外にも、建物の区分所有者 やテナント等との合意形成の難し さなどを挙げている。

そこで、これらの課題を解決できるようにするため、個々の課題に応じて専門家を派遣する耐震トータルサポート事業を平成29年度から開始した。また、建築物全体の耐震改修のための補助制度に加

え、平成30年度から個々の状況に 応じて段階的な改修を行うための 補助制度を作るなど、新たな取組 も行っている。いずれも実績が少 ないことから、今後一層の周知を 図りながら、耐震化を促進してい く必要がある。

また、地震により建築物が倒壊 し通行等を妨げないよう、緊急交 通路等の防災上重要な道路の沿道 建築物について、耐震化に対する 支援を行っている。耐震化がなか なか進まない中、建物所有者等の ニーズを把握し、そのニーズに応 じた支援を行っていくことが求め られる。

建築物の耐震化をする以外にも、 住宅の減災対策として、補助制度 のある防災ベッド(図表2-10-3) や耐震シェルターを設置すること により、建物の倒壊等から生命を 守ることもできる。これら市民が 比較的取り組みやすい減災対策に ついても、より一層周知を図り、 推進していくことが求められる。

図表2-10-3 防災ベッドのイメージ



出典:建築局提供

11 横浜市公共建築物天井脱落対策 事業計画(計画期間:平成27~令 和4年度、所管局:建築局)

(1) 計画の概要

対策改修の手法としては、施設の特性により、撤去による改修、撤去及び新設による改修、落下防止措置による改修の3つの手法がある(図表2-11-1、図表2-11-2)。

図表2-11-1 天井撤去前イメージ



出典:建築局提供

図表2-11-2 天井撤去後イメージ



出典:建築局提供

対象施設については、「横浜市防災計画『震災対策編』」における、災害時の施設用途及び公共施設の耐震化整備方針に準じて分類し、それぞれ次のとおり、目標年次を定めている。

図表2-11-3 指標及び実績

	指標	実績 (H29年度末)	中間目標値 (H29年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (R4年度末)
1	災害時に最も重要な拠点となる 施設 (47施設)	25施設着手	おおむね半数が着手	18施設完了 (32施設着手)	全て完了
	福祉施設、学校、市民利用施設 及び都市インフラを支える施設 (55施設)	7施設着手	一部が着手	3 施設完了 (17施設着手)	全て完了

吊り天井で、天井の高さが 6 mを超え、かつ、その水平投影面積が 200 m を超え、かつ、天井部材の重さが 2 kg/m を超える等のもの

特定天井

- ・災害時に最も重要な拠点となる 施設(市区庁舎、消防施設、病 院、帰宅困難者一時滞在施設又 は津波避難施設に指定されてい る公会堂・地区センターなど) 平成29年度までにおおむね半数 が事業着手し、令和4年度まで に全て完了
- ・福祉施設、学校、市民利用施設 及び都市インフラを支える施設 (帰宅困難者一時滞在施設又は 津波避難施設に指定されていな い公会堂・地区センターなど、 交通広場等)

平成29年度までに一部は事業着 手し、令和4年度までに全て完 了

(2) 計画の進捗状況

計画における指標及びその実績 は**図表2-11-3**のとおりである。

まず、災害時に最も重要な拠点 となる施設については、平成29年 度末時点で 25施設に事業着手し、 「おおむね半数」という目標は達 成している。

また、福祉施設、学校、市民利 用施設及び都市インフラを支える 施設については、平成29年度末時 点で7施設に事業着手し、「一部は 事業着手」という目標は達成している。

しかし、計画期間の中間点である平成30年度末時点で完了している施設は、全体で21施設となっており、達成率は約2割となっている。

(3) 意見

この事業を進めていく上で建築 局が課題として挙げているのは、 事業費等財政上の問題のほか、該 当施設には、公会堂や地区センタ 一など、市民サービスを目的とし て使用される施設が多いことか ら、サービスの低下にならないよ う、配慮して工事を進めなければ ならないことである。

このため、施設所管部局は施設 管理者と連携し、市民に工事の必 要性を示し、理解を得ながら事業 を進めていくことが求められる。

特に、「災害時に最も重要な拠点となる施設」である、区庁舎、消防施設、病院、帰宅困難者一時滞在施設又は津波避難施設に指定されている施設を優先して整備することにより、天井脱落による被害を減らし、市民の安全を確保することが求められる。

12 体系的な道路ネットワーク形成 を図る道路整備計画(計画期間: 平成26~30年度、所管局:道路局)

(1) 計画の概要

この計画は、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画の一つである。当該交付金は地方公共団体等を対象に社会資本の整備等を支援するものであり、交付対象事業の実施に当たっては社会資本総合整備計画を作成

する必要がある。

計画の目標は次のとおりである。 (目標1)市民生活と経済活動を 支える「快適で便利な交通網」 の実現を目指し、体系的な道路 ネットワークを形成すること (目標2)地震発生時に道路の機 能を維持するため、緊急輸送路 等の整備・緊急輸送路等の地震 対策を推進すること

なお、主な計画対象事業は**図表** 2-12-1のとおりである。



図表2-12-1 主な計画対象事業

(緊急輸送路整備促進路線)
(緊急輸送路整備促進路線)
(中山北山田線
(H 26年度供用)
(保 27年度開通)
(上瀬谷通信施設地区)
(H 27年度開通)
(繁急輸送路整備促進路線)
(緊急輸送路整備促進路線)
(緊急輸送路整備促進路線)
(緊急輸送路整備促進路線)
(緊急輸送路整備促進路線)
(緊急輸送路整備促進路線)
(関状 3 号線
(緊急輸送路整備促進路線)
(関大 3 号線
(国際 2 に変し、 (国際 2

事業名

丸子中山茅ケ崎線 (H26年度完成)

宮内新横浜線

出典: 体系的な道路ネットワーク形成 を図る道路整備計画を基に監査 事務局で作成

(2) 計画の達成状況

計画には2つの目標に対してそれぞれ指標が設定されており、いずれも定量的な指標となっている。計画における指標及びその実績は図表2-12-2のとおりである。

目標1の指標については、計画 期間中の目標値を都市計画道路延 長に換算すると約 10kmの整備に 相当するが、丸子中山茅ケ崎線、 中山北山田線、環状4号線など約 8kmが完成したことにより、最終 目標の 68.8%に対し、平成30年度 末時点で 68.5%となっている。

目標2の指標である緊急輸送路整備促進路線*の整備率については、計画期間中の目標値を道路延長に換算すると約 4.2kmの整備に相当するが、権太坂和泉線の整備により約 1.9kmが完成したことにより、最終目標の 73%に対し、平成30年度末時点で 45.1%となっている。

(3) 意見

都市計画道路で、かつ緊急輸送 路整備促進路線である宮内新横浜 線や環状3号線等の進捗が遅れた ことにより、目標が達成できなか った。道路局は、事業の進捗には 国費の獲得が大きく影響するが、 これらの路線は国が示す重点配分 の対象外で、必要な予算額が確保 できず、事業の進捗が停滞してい たことが主な要因であるとしてい る。しかし、国庫補助制度の変更 等に合わせて、国と調整を図り、 宮内新横浜線は平成29年度から重 点配分が受けられるようになる等、 現在事業が進み始めている状況で ある。

これらの路線はミッシングリンク (未整備のため途切れた区間) を解消して新たな緊急輸送路ネットワークを構築するために必要な路線であり、高い整備効果が見込まれる。早期に供用できるよう、更に事業費確保に努め、重点的に整備を進めていくことが望まれる。

	四段乙亿之			
	指 標	当初現況値	実績	最終目標
	1日 /示	(H26年度)	(H30年度末)	(H30年度末)
目標 1	都市計画道路の計画延長に対する 整備率	67.3%	68.5%	68.8%
の指標	(整備済延長/計画延長 約 679km)	(約 457km)	(約 465km)	(約 467km)
目標 2 の指標	緊急輸送路整備促進路線の計画延 長に対する整備率	21%		
の指係	(整備済延長/計画延長 約8km)	(約 1.7km)	(約 3.6km)	(約 5.9km)

図表2-12-2 指標及び実績

横浜市地震防災戦略において早期に効果が発現する緊急輸送路として位置づけ、重点的に整備を実施する路線。宮内新横浜線、権太坂和泉線、環状3号線など5路線(8地区、計画延長約8km)

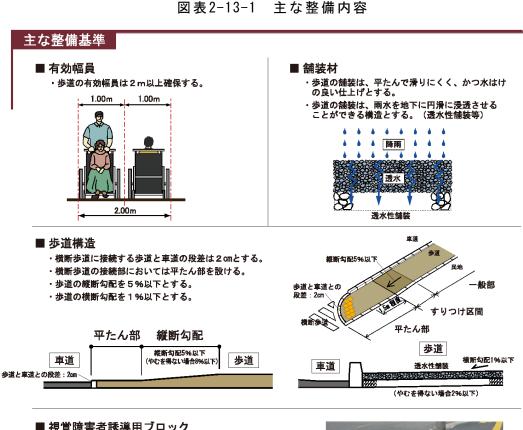
[※] 緊急輸送路整備促進路線

13 バリアフリー基本構想に基づく 道路特定事業計画(全18地区)(計 画期間:平成16~令和3年度、所 管局:道路局)

(1) 計画の概要

この計画は、バリアフリー基本 構想※で定められた重点整備地区 において、道路のバリアフリー化 を重点的かつ一体的に推進するた め、道路管理者が実施すべき事業 について、具体的な対象区間や整 備内容等を定めるものである。

この計画に基づき実施されてい る主な整備内容は**図表2-13-1**のと おりである。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色とする。 (周囲の舗装材の色は容易にブロック部分が識別できる) ように配慮する。)
- ・交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の 出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗車口等に 設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設、その他これ に準ずる広域的な利用の総合病院等から最寄りの駅、 パス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

出典:道路局提供

バリアフリー基本構想

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、旅客施設を 中心とした地区や、高齢者、障害者が利用する施設が集まった地区(重点整備地 区)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一 体的に推進するために市町村が策定するもので、バリアフリー化を図る経路や各 事業者が実施すべき事業内容等を定めている。

(2) 計画の進捗状況

地区別計画は行政区ごとに全 18計画あり、それぞれ原則として 5年以内に整備すべき計画延長を 定量的な指標として定めている。 地区別計画の実績は図表2-13-2の とおりである。

平成29年度までに策定した 18計画のうち、平成30年度末時点 で事業が完了した地区は6地区で、 未完了の12地区のうち、整備目標 年度が過ぎたものは9地区である。

未完了で整備目標年度が過ぎている地区は、進捗率が低い順に、いずみ中央駅・立場駅周辺地区(進捗率 32.7%)、星川駅周辺地区(進捗率 42.2%)、都筑区タウンセンター周辺地区(進捗率 49.7%)、大口駅・子安駅周辺地区(進捗率 54.2%)、二俣川駅周辺地区(進捗率 61.8%)、本郷台駅周辺地区(進捗率 63.6%)などである。

図表2-13-2 地区別事業進捗率

【区名】地区名(策定年度~整備目標年度)

■整備済延長 □未整備延長

 $0\% \quad 10\% \quad 20\% \quad 30\% \quad 40\% \quad 50\% \quad 60\% \quad 70\% \quad 80\% \quad 90\% \quad 100\%$

【中区】関内駅周辺(H16~H22) 【鶴見区】鶴見駅周辺(H16~H22)

【西区】横浜駅周辺(H16~H22)

【港北区】新横浜駅周辺(H16~H22)

【瀬谷区】三ツ境駅周辺(H16~H22)

【港南区】上大岡駅・港南中央駅周辺(H16~H22)

【戸塚区】戸塚駅周辺(H20~H24)

【都筑区】都筑区タウンセンター周辺(H22~H26)

【保土ケ谷区】星川駅周辺(H23~H27)

【栄区】本郷台駅周辺(H24~H28)

【神奈川区】大口駅·子安駅周辺(H24~H28)

【旭区】二俣川駅周辺(H25~H29)

【金沢区】金沢文庫駅・金沢八景駅周辺(H25~H29)

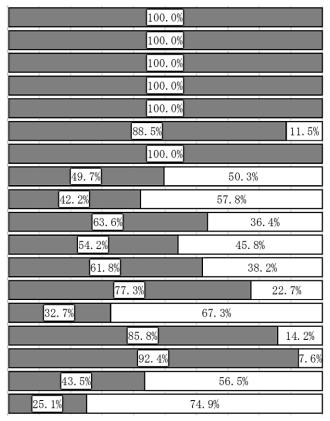
【泉区】いずみ中央駅・立場駅周辺(H25~H29)

【磯子区】杉田駅・新杉田駅周辺(H26~H30)

【南区】阪東橋駅・黄金町駅周辺(H27~R元)

【青葉区】市が尾駅周辺(H28~R2)

【緑区】十日市場駅周辺(H29~R3)



(3) 意見

策定から5年以内に目標を達成 した地区がある一方、整備目標年 度を過ぎても未整備延長の割合が 高い地区が複数見受けられた。

進捗が遅れている理由の一つは、 他の関連事業と進捗の調整を行っ たことによるものである。いずいて 中央駅・立場駅周辺地区において は電線共同溝整備事業、星川駅周 辺地区におい周 連続立体交差事業とそれぞれ調整 が必要であることが計画の中で されており、工程調整の結果、整 備目標年度時点では未完了となっ た。

また道路局では、道路のバリアフリー化のための事業は主に国庫補助事業として実施しているが、 国費が十分に配分されなかったことも進捗が遅れた理由の一つとしている。こうした状況を踏まえ、 通学路に指定されている経路については、国費が配分されやすい通学路安全対策と一体的に整備を行うなど、限られた予算の中で事業の進捗率向上に努めているといえる。

14 横浜港国際旅客船拠点形成計画(計画期間:平成29~令和7年度、所管局:港湾局)

(1) 計画の概要

この計画は、横浜港が、平成 29年7月に国土交通大臣から国際 旅客船拠点形成港湾に指定された ことを受け、クルーズ拠点港とし て、客船の安定的な寄港によって、 本市の地域経済の活性化を実現す るための具体的な取組について定 めたものである。

計画の目標は次のとおりである。

- ・客船受入れに係る主要港湾施設の整備(各ふ頭)(図表2-14-1)
- ・官民連携国際旅客船受入促進協 定の締結

(2) 計画の進捗状況

計画における主な実績は、**図表 2-14-2**のとおりである。

主要港湾施設整備の完成に向けた5項目と国際旅客船受入促進協定締結の1項目が目標となっている。

平成30年度末の進捗状況は、おおむね計画どおりに進んでいるものの、新港ふ頭客船ターミナルの整備事業に遅れが生じている。

これは、第32回オリンピック競技大会(2020/東京)、東京2020パラリンピック競技大会の影響から鋼材等の調達や作業員の確保が困難となったことにより、当初予定されていた2019年春供用を2019年秋供用へ変更したものである。なお客船の受入れについては、山下ふ頭などで暫定的に行っている。



図表2-14-1 主要港湾施設の整備(各ふ頭)

出典:港湾局資料を基に監査事務局で作成

大さん橋ふ頭については、大さん橋ふ頭1号線(図表2-14-3)道路改良工事(車線拡幅)を完了させ、供用を開始している。

図表2-14-3 大さん橋ふ頭1号線



出典:港湾局提供

大黒ふ頭については、ベイブリッジを通過できない超大型客船を受け入れるため、ベイブリッジ手前の岸壁の改修やCIQ(税関、出入国管理、検疫)手続を行う客船ターミナル施設(図表2-14-4)

の整備を行い、平成31年4月から 全面供用を開始している。

図表2-14-4 大黒ふ頭客船ターミナル



出典:監查事務局撮影

山下ふ頭については、既存の上屋を活用して暫定的に客船の受入れを行っている。

本牧ふ頭については、超大型客 船の動向等を探りつつ、整備に向 けた計画を進めていくこととなっ ている。

図表2-14-2 目標及び実績

	□ 衣 2 - 14 - 2 □ □ 倧 及 ℧ 美 槇						
	項目	当初現況時 (H29年度)	実績 (H30年度末)	最終目標 (R7年度末)			
客	船受入れに係る主要港湾施設の整備						
1	大さん橋ふ頭整備	大さん橋ふ頭 1号線整備	大さん橋ふ頭1号線 道路改良工事(車線拡幅) H30年3月完成	H30年4月 供用			
2	新港ふ頭 新港ふ頭客船ターミナル整備	新港 9 号岸壁 耐震強化改修	整備中	R 元年秋 供用予定			
3	大黒ふ頭 大黒ふ頭客船ターミナル整備	岸壁改修	港湾計画一部変更(H31年3月)多目的岸壁に変更CIQ施設^注整備H31年3月完成	H31年4月 全面供用			
4	山下ふ頭整備	計画	港湾計画一部変更(H31年3月) 多目的岸壁に変更 既存上屋利用による暫定受入れ	暫定運用			
5	本牧ふ頭	計画	計画	計画			
官	民連携国際旅客船受入促進協定の締結						
	大さん橋国際客船ターミナル整備	官民連携による 国際クルーズ 拠点形成計画に	H30年11月締結 郵船クルーズ株式会社 待合ラウンジ等 H31年3月完成	H31年4月 運用			
6	新港ふ頭客船ターミナル	応募 H29年1月31日 選定	H30年11月締結 カーニバル社 移動式旅客乗降施設(屋根付き 通路)の設置等について協議中	R 元年 運用開始 予定			

注 CIQ施設

税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の略文字で、それぞれの手続を 行う施設 「官民連携国際旅客船受入促進協定」については、平成30年11月 に2社の船会社と締結している。

大さん橋国際客船ターミナル整備ターミナルにおいては、郵船クルーズ株式会社により整備された待合ラウンジ等(図表2-14-5)が供用されている。

新港ふ頭客船ターミナルにおいては、カーニバル社と移動式旅客 乗降施設(屋根付き通路)の設置 等に関する協議を行っている。

今後それぞれの船会社との関係 をさらに緊密にし、国際クルーズ 拠点形成に向けた取組を進めてい くこととしている。

図表2-14-5 待合ラウンジ



出典:港湾局提供

(3) 意見

横浜港国際旅客船拠点の形成に 向けて、新港ふ頭客船ターミナル については、令和元年11月4日に 客船第1船入港が予定されている ことから、更なる飛躍と賑わい創 出に向けて、様々な取組が求めら れる。

大黒ふ頭については、旅客船ふ頭として位置づけたものの完成自動車を取り扱う主要な輸出拠点ふ頭でもある。客船と物流の円滑な利用調整を図るとともに、乗下船する多くの旅客者に楽しみや期待を持ってもらえるよう機能の充実を図ることが求められている。

これらを踏まえ、将来を見据え た総合港湾づくりを推進するとともというなける各人に、横浜港における各人に生かいの立地や特性を最大限に生かいた受入施設の整備やカジュをはいるのであるが、であるおもであるとり推進することを期待する。





港務艇「おおとり」から大黒ふ頭及び新港ふ頭の客船ターミナルを視察し、計画の進捗状況、取組等について質疑を行う監査委員

15 横浜港港湾計画(計画期間:平成 26年11月(改訂)~平成30年代 後半、所管局:港湾局)

(1) 計画の概要

横浜港を計画的に開発・利用・ 保全するため、本市が港湾法に基 づいて定めた計画であり、平成 30年代後半を目標年次として貨物 量や施設の規模、配置等を定めて いる。 計画では「横浜港の目指すべき 姿」として、次の3つを柱として いる。

- ・国際競争力のある港
- ・市民が集い、憩う港
- ・安全・安心で環境にやさしい港

(2) 計画の進捗状況

計画における主な指標及びその 実績は**図表2-15-1**のとおりであ る。

図表2-15-1 主な指標と実績

			カルモス根	
	指標	当初現況時 (H26年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年代後半)
玉	際競争力のある港			
	港湾の 取扱貨物量(トン)	11,701万	11,376万	16,730万
1	能力達1 コンテナ個数(TEU ^{在2})	288万	304万	520万
	船舶乗降旅客数(人)	241, 862	420, 861	120万
2	南本牧ふ頭	工事中	MC-3供用	MC-3 供用 (水深 18m 延長 400m)
	大水深・高規格ターミナル ^{43} の整備		MC-4工事中	MC-4 供用 (水深 18m 延長 500m)
3	新本牧ふ頭 水深・高規格ターミナルの整備	基本設計 環境影響調査 地質調査等	環境影響評価書の縦覧	SH1、2供用 (水深 18m以上 延長 1,000m)
4	南本牧ふ頭連絡臨港道路整備	工事中	南本牧はま道路供用 H29年3月	供用
5	大黒ふ頭 自動車専用船岸壁改良	基本設計	工事中 P3、P4(水深 7.5m 延長 260m) T3~T8(水深 10m 延長 1,110m)	供用 P3、P4 (水深 12m 延長 290m)
	大黒ふ頭 客船受入対応	計画なし	港湾計画一部変更 多目的岸壁に変更(H31年3月)	T3~T8 (水深 11m 延長 1, 110m)
市	:民が集い、憩う港			
6	旅客船ふ頭計画 新港ふ頭客船ターミナル整備	実施設計	工事中 R元年秋供用予定	供用 (水深 9.5m 延長 340m)
7	山下ふ頭地区	基本計画検討	移転補償、市有建物解体 港湾計画一部変更 多目的岸壁に変更(H31年3月)	供用
安	全・安心で環境にやさしい港			
8	大規模地震対策施設計画 緊急物資輸送用耐震強化岸壁 ^{22.4} (大黒ふ頭、内港、金沢)	内港3バース供用済 金沢1バース供用済	新港地区1バース供用	11バース供用
	大規模地震対策施設計画 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁 (本牧ふ頭、新本牧ふ頭、南本牧ふ頭)	本牧ふ頭3バース 供用済	南本牧 1 バース供用 南本牧(MC-4) 1 バース工事中	10バース供用
9	港のスマート化の推進	導入検討	燃料電池自動車購入 自立型水素燃料電池 システムの実証実験	エネルギー利用の 効率化、低炭素化

- 注1 港湾の能力
 - 数値は暦年(1月~12月)
- 注 2 TEU
 - コンテナの本数を 20フィート・コンテナに換算した場合の単位
- 注3 大水深・高規格ターミナル
 - 一般的に「水深 16m以上の耐震強化岸壁」を有するコンテナターミナル
- 注 4 耐震強化岸壁
 - 大規模な地震が発生した場合でも一定の機能を維持できるように地震に対する強度を強化した岸壁

<国際競争力のある港>

取扱貨物量は、策定当初からお おむね横ばい傾向である。また船 舶乗降旅客数は増加傾向である。

南本牧ふ頭(図表2-15-2)の大水深・高規格ターミナルの整備については、大型コンテナ船の受入れに向けて、M C - 3 荷さばき地を平成27年4月から供用開始している。更にM C - 4 荷さばき地の整備を行い令和元年度に完成予定としている。

図表2-15-2 南本牧ふ頭



出典:港湾局資料を基に監査事務局で作成

新規ふ頭(新本牧ふ頭)(図表2-15-3)の大水深・高規格ターミナルの整備については、横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価書の縦覧を行った。

図表2-15-3 新本牧ふ頭イメージ図



出典:港湾局提供

南本牧ふ頭連絡臨港道路整備については、ふ頭の再編等による交通需要の変化に対応して、南本牧

はま道路を平成29年3月に供用させた。

大黒ふ頭(図表2-15-4)については、完成自動車の取扱機能強化に向けて、自動車専用船の大型化等に対応するため、大黒ふ頭自動車専用船岸壁の改良を進めて高いる。また、超大型客船受入対応については、需要の増加に対応するため、平成31年3月に港湾計画の一部変更を行い、P3~T6の1,030mを多目的岸壁に位置付け、平成31年4月には、客船ターミナルを全面供用させている。

図表2-15-4 大黒ふ頭



出典:港湾局提供

<市民が集い、憩う港>

客船の受入機能強化による寄港 促進と、賑わいの創出に向けて、 旅客船ふ頭計画に基づく新港ふ頭 客船ターミナルについては、令和 元年11月4日の客船第1船入港に 向けて整備を進めている(図表2-15-5)。

図表2-15-5 整備中の新港ふ頭客船ターミナル



出典:監查事務局撮影

	口式 10 ° 7/M (C 10 M 7)							
用途	地区名	施設名	水深	バース 数	延長	進捗状況		
取	大黒ふ頭	DT4 \sim DT8	11m	5	925m	計画		
急	内港(山内地区)	山内ふ頭	7.5m	1	130m	供用		
緊急物資輸送用	内港(中央地区)	MM1号MM2号	7.5m	2	260m	供用		
輸	内港(新港地区)	9 号	9.5m	1	340m	供用		
送		8 号	7.5m	1	140m	計画		
用	金沢	金沢木材ふ頭	10m	1	230m(185m)	計画(一部供用)		
幹	本牧ふ頭	BC1 • BC2	16m	2	700m(390m)	計画(一部供用)		
線		D4 • D5	16m	2	700m	供用		
物	新本牧ふ頭	SH1 · SH2	18m~	2	1,000m	変更計画		
幹線貨物輸送用	南本牧ふ頭	MC1 · MC2	16m	2	750m	計画		
用	用半仏か頭	MC3 • MC4	18m~	2	900m(400m)	工事中(一部供用)		

図表2-15-6 大規模地震対策施設計画

山下ふ頭地区については、平成30年代後半の供用に向け、倉庫等の移転協議や建物の解体工事を進めている。また、2号~3号岸壁の420mを大黒ふ頭と同時期に多目的岸壁に位置づけた。

<安全・安心で環境にやさしい港> 大規模地震対策施設計画(図表 2-15-6)における緊急物資等の輸 送機能の確保に向けて、緊急物資 輸送用耐震強化岸壁 5 バースを供 用している。また、幹線貨物輸送 用耐震強化岸壁は 4 バースを供用 し、令和元年度に更に 1 バースを 完成できるよう工事を進めてい る。

港のスマート化の推進については、先進的な地球温暖化対策に向けて、燃料電池自動車の購入や自立型水素燃料電池システムの実証

実験^{*1}を行っている。

(3) 意見

計画全体を通じて、おおむね着 実に取組を進めている。

横浜港は、日本を代表する国際 貿易の窓口として経済活動を支え る重要な役割を果たすとともに、 アジア屈指のクルーズ船の発着港 としての役割も担っている。

世界経済や海運動向の変化に的確に対応し、国際競争力を更に強化していく中で、横浜港が果たすべき役割は大きく、求められる期待に確実に応えることが望まれる。今後の更なる横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくりを目指すことを期待する。

横浜港流通センターをモデル施設と位置付けて行う、水道水を電気分解して水素を生成し、生成した水素を燃料電池に供給することで電力を発生させる自立型水素燃料電池システムによる電力ピークカットを目的とした電力デマンドの抑制(デマンドコントロール)*2等の実験

*2 電力デマンドの抑制 (デマンドコントロール)

電力の使用状況を分かりやすく表示 (「見える化」) するとともに、あらかじめ 設定された目標電力を超えると予測すると、警報等で知らせ、電気機器の制御を 行うことにより一定の電力を超えないようにすること。

^{※1} 自立型水素燃料電池システムの実証実験

16 横浜市民読書活動推進計画(計画期間:平成26~30年度、所管局:教育委員会事務局)

(1) 計画の概要

この計画は、平成26年4月に施 行された「横浜市民の読書活動の 推進に関する条例」に基づき、乳 幼児期から高齢期まで、全ての 大を対象とした読書活動の推進に 関する施策を、総合的、計画的に 進めることを目的に、市全体の具 体的な活動の指針として策定され たものである。

計画の目標は次のとおりである。

- ・子どもの読書習慣の定着
- ・読書活動の担い手の拡大
- ・地域や学校との連携による図書 活用の推進
- 区の地域性に応じた読書活動の 推進

(2) 計画の達成状況

計画には、4つの目標ごとにそれぞれ指標が設定されている。平成30年度末時点で4項目中2項目が達成となり、2項目が未達成となった。

計画における指標及びその実績 は**図表2-16-1**のとおりである。

「1日のうち読書を「まったく、 またはほとんどしていない」と回答した小中学生の割合」について は、子どもの読書意欲の向上のた め、学校司書の小中学校、のの上の 育学校及び特別支援学校へのの、 育学などを行っているものの、時間 でレートフォン等の普及や操作やが といる影響などにより、 とられている影響などにより、 といる影響などにより、 といるとどまった。

図表2-16-1 指標及び実績

	目標	成果指標	当初現況値 (H24年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年度末)
1	子どもの読書習慣 の定着	1日のうち読書を「まったく、 またはほとんどしていない」と 回答した小中学生の割合	31.4%	37.0%	28.0%
2	読書活動の担い手 の拡大	読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数(図書館と連携した事業)	2,073人	4,072人	3,000人
3	地域や学校との連 携による図書活用 の推進	図書館での団体貸出、グループ 貸出、学校向け貸出の冊数	16万冊	14万冊	24万冊
4	区の地域性に応じた読書活動の推進	区の活動目標の策定	_	ー (平成26年度 に達成済)	平成26年度中に 全区で策定

「読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数(図書館と連携した事業)」については、読書活動を支えるボランティアへの支援として、読み聞かせ等ボランティアの開催(図表2-16-2)、活動場所や朗読等の機会の提供等の取組を行ったことなどにより、最終目標の3,000人に対して、平成30年度末時点で4,072人となり、最終目標を達成している。

図表2-16-2 読み聞かせボランティア 講習会の様子

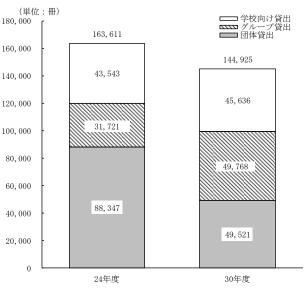


出典:教育委員会事務局提供

「図書館での団体貸出*1、グループ貸出*2、学校向け貸出の冊数」については、グループ貸出及び学校向け貸出の冊数は増加したものの、団体貸出の冊数が減少したため、最終目標の24万冊に対して、14万冊にとどまった(図表2-16-3)。団体貸出冊数の減少は、地域の文

庫を担っている団体の構成員の高齢化により、平成24年度には240団体あった登録団体が平成30年度には214団体まで減少したこと等によるものである。

図表2-16-3 団体、グループ、学校向 け貸出冊数



「区の活動目標の策定」については、平成26年度に全区で策定しており、成果指標となる目標を達成している。

(3) 意見

「読書活動の担い手の拡大」に ついては、市民とともに読書活動 に取り組み、読書に親しむ機会の 充実に努めるため、引き続き読書 活動を支えるボランティアへの支

※1 団体貸出

会員が 30人以上の団体を対象に、1団体につき最多で 1,000冊まで、1年間(延長可)貸し出すもの。主に、地域の人が図書館まで行かなくても近くで本を借りることができる地域の文庫を運営している団体が利用している。

※2 グループ貸出

会員 5 人以上のグループを対象に、1 グループにつき 30 冊まで、30 日間(延長不可)貸し出すもの。主に、読み聞かせ等のボランティア活動やサークル活動を行っているグループ、保育所等の施設が利用している。

援として、図書館をはじめとした 読書関連施設*等における読み聞 かせ、朗読等の活動機会の提供を 図ることなどが求められる。

「区の地域性に応じた読書活動の推進」については、地域の読書活動団体と連携し、ネットワークづくりを進めるなど、区の活動目標に基づく読書活動を継続的に推進していくことが求められる。

 司書と司書教諭等との連携による 学校図書館の活用など、読書環境 の充実とともに自主的な読書活動 につながる取組の強化により、読 書機会を確保し、子どもが発達段 階に応じた読書習慣を身につけて いくことが望まれる。

[※] 読書関連施設

本の貸出しを行ったり、その場で読書することができる施設。市立図書館だけでなく、地区センターやコミュニティハウス等各施設の図書コーナーなど